



火災予防条例が一部改正されました

火災とまぎらわしい行為(たき火等)の届出及び注意事項について



火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)をする場合は、あらかじめ消防署へ届出をしてください。

従来の火災とまぎらわしい行為に、新たに「たき火」が追加されました〔利根沼田広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部改正(令和7年11月26日、条例第8号)〕。令和8年1月1日からは、ご家庭で行うたき火等も届出の対象となる場合がありますのでご注意ください。

届出様式は、消防本部ホームページからダウンロードしていただくか、最寄りの消防署へお越しください。

◎たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



焚き火、採暖、かまど、野焼き（焼き畠）、どんど焼き、神事、キャンプファイヤーなど

◎たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）



バーベキューコンロ、七輪、キャンプ用品など。◎判断に迷ったら、消防署へ相談してください。

◎届出が必要な「たき火」（消防法令上）とは…

「火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いないで、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般」のことをいいます。

- 火を使用する設備器具を用いない場合
- 火を使用する設備器具を用いる場合でも、本来の使用方法によらない場合や、林野火災予防上の危険性の観点から、火を使用する設備器具を用いないで火をたく形態一般と類似し、同程度に炎を上げ、かつ、火の粉が飛散する場合などにも、たき火に該当すると考えられます。

火災とまぎらわしい行為（たき火等）の注意事項

- ！燃えやすい物の近くで行わない！
- ！たき火等の最中はその場から離れない！
- ！風が強い時や火災警報発令中には行わない！
- ！水バケツや消火器など消火準備をする！
- ！終了後は完全に消火したのを確認する！など、十分、注意して行ってください。

※ 廃棄物の野焼きは一部例外を除き法律で禁止されています。

消防署への「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」は野焼きなどの許可ではありません。近隣から苦情等があった場合は、注意・指導を行うことがあります。

火災予防条例の一部改正について

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受けて、林野火災予防の実効性を高めることを目的に利根沼田広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部が改正（令和7年11月26日条例第8号）され、令和8年1月1日から施行されます。

改正内容

- ◇ 火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項の規定によることを明確化しました。
- ◇ 市町村長は、気象状況が林野火災の予防上注意を要する場合は、林野火災に関する注意報（以下、「林野火災注意報」という。）を発令することができ、林野火災注意報が発令された場合は、火災予防条例第29条に規定する火の使用の制限に従うよう努めなければなりません。
さらに、市町村長は火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができるようになります。（第29条の8関係）
- ◇ 市町村長は、林野火災の予防を目的に火災に関する警報（以下、「林野火災警報」という。）を発令したときは、火の使用の制限の対象区域を指定することができるようになります。（第29条の9関係）
- ◇ 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、「たき火」が含まれることを明確化しました。
また、消防長は、火災予防条例第45条第1項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができるようになります。（第45条関係）

運用

- ◆令和 8 年 1 月 1 日から施行(運用開始)となります。
- ◆ 当消防本部では、現在、火災予防条例第 45 条の届出の期間及び区域について指定していませんので、届出は通年及び全区域が対象となります。
- ◆火災に関する警報が発令された場合、火の使用が制限されますので、ご注意ください。

火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第 29 条）

火災に関する警報（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがある大である場所において喫煙をしないこと。
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。

※ 消防法第 22 条に基づく警報の火気使用制限に違反した者は、消防法第 44 条第 18 号により罰則処分される場合があります。



お問い合わせ：利根沼田広域消防本部予防課 電話 0278-22-3137

中央消防署 電話 24-1734

東消防署 電話 56-2300

西消防署 電話 64-0002

北消防署 電話 72-4349

消防本部予防課 令和 7 年 12 月